

FEC-101/70

-

FEC-101/72

FEC-101/70RESTRICTEDFEC-101/709 May 1947FAR EASTERN COMMISSION

DRAFT LAW IMPLEMENTING THE JAPANESE CONSTITUTION:
AMENDMENTS TO THE BILL FOR LOCAL SELF-GOVERNMENT ALTERATION
OF PREFECTURAL BOUNDARIES AND ESTABLISHMENT OF SPECIAL
MUNICIPALITIES (JAPANESE TEXT)

(References: FEC-087/14, Chapter 3, FEC-101/73; FEC-101/69)

Note by the Secretary General

1. The enclosure, the Japanese text of a draft law regarding Local Self-Government implementing Chapter 3 of the new Japanese Constitution, was received from the Supreme Commander for the Allied Powers and is circulated herewith by the United States Representative for the consideration of the Far Eastern Commission and is referred to COMMITTEE NO. 3: CONSTITUTIONAL AND LEGAL REFORM.

2. The enclosure was approved by the 92nd Japanese Diet on 28 March 1947.

3. The English translation of the enclosure will be circulated as part of FEC-101/73.

4. Due to the limited number of copies available, only one copy of the enclosure can be furnished each delegation.

NELSON T. JOHNSON
Secretary General

FEC-101/70

Bill for Local Autonomy (Amendments)
 (Self Govt. Bill)
 (Amendment) 92nd Dist

政第二十八號 昭和二十二年三月二十二日配付

地方自治法案

右の政府提出案は本院において修正議決した、因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十二年三月二十二日

貴族院議長 公爵 徳川 家正 殿

衆議院議長 山崎 猛

衆議院書記官長 大池 眞

CAD 1MS
 FILE COPY
 PLEASE RETURN

地方自治法案

右

勅旨を奉じて帝國議會に提出する。

昭和二十二年三月十五日

内閣總理大臣

吉田 茂

内務大臣

植原悦二郎

第九條 市町村の境界に関し争論があるときは、関係市町村は、裁判所にその確定の訴を提起することができる。

市町村の境界が判明でない場合において、その境界に関し争論がないときは、都道府縣知事は、裁判所に境界の決定を求めることができる。

前項の場合においては、政令で特別の定をするものを除く外、非訟事件手続法の例による。

第十二條第一項中「又は規則」を削り、「制定」の下に「又は改廃」を加える。

第十九條に次の一項を加える。

前三項の年齢は、選挙の期日によりこれを算定する。

衆議院ノ修正送付案(原案)ト政府提出案ト比照シ其ノ修正ニ係ル部分ヲ印刷ス但シ左ニ掲クル外ハ發ニ參考ノ爲配付セシ政府提出案ト異同ナキヲ以テ印刷ヲ略ス

第三十條第一項に次の但書を加える。

但し、同一人を届け出ることを妨げない。

第三十二條第二項の次に次の一項を加える。

身体に故障に因り自ら候補者の氏名を記載することができない者の投票については、第三十七條、第四十一條及び前二項の規定にかかわらず、政令で特別の規定を設けることができる。

第三十四條中「第四十一條」を削る。

第五十六條第一項中「若しく」を「又」に改め、「又は第六十八條第一項若しくは第二項」を削り、同條第三項中「及び」を「乃至」に、「第六号」を「第七号」に、「第六十條第二項」を「第六十條第一項」に改める。

第六十條第一項中「当選人は、」の下に「当選を辞しようとするときは、」を加え、「ときは、そ

の当選を承諾するかどうか」を「日から十日以内にその旨」に改め、同條第二項中「当選の告知を受けた日から十日以内」を「前項の期間内」に、「承諾」を「辞」に改め、「その」を削り、「辞」を「承諾」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。

当選人で、第九十二條若しくは第四百四十一條に掲げる職に仕る者又は当該普通地方公共団体に対し第四百四十二條に規定する関係を有する者は、第一項の委員会に対し、第九十二條若しくは第四百四十一條に掲げる職を辞し又は第四百四十二條に規定する関係を有しなくなつた旨の届出をしなければならぬ。第一項の期間内にその届出をしないときは、当選を辞したものとみなす。

同條第三項に次のように加える。

第一項の期間内に所属長官の許可を受けた旨の届出をしないときは、当選を辞したものとみなす。

第六十一條第一項中「当選人」を「前條第一項の期間を経過したとき又は当選人」に改める。

第六十二條第一項第四号中「若しくは第四項」を「又は第四項」に改め、「又は第六十八條第一項若しくは第二項」を削り、第五号を第六号、第六号を第七号とし、第四号の次に次のように加える。

五 第六十八條第一項の規定による訴訟の結果、当選人の当選が無効となつたとき

第六十三條第二項中「第六十條第二項の期限前」を「第六十條第一項の期限前」に、「第六十條第二項の期限経過後」を「その期限経過後」に改める。

第六十五條第一項中「第一号又は第二号」を「第一号若しくは第二号又は第四項」に改める。

第七十四條第二項中「制定」の下に「又は改廃」を加える。

第九十一條第三項但書中「減」を「加」に改める。

第九十四條 町村は、條例で、第八十九條の規定にかかわらず、議會を置かず、選挙権を有する

者の総会を設けることができる。

第九十五條第一項を削り、同條第二項中「町村総会」を「前條の規定による町村総会」に改める。

第一百十八條第五項を削り、同條第六項中「前項」を「第一項」に、「裁決」を「決定」に、「高等」を「議會を被告として」に改める。

第二百十條中「選挙人の」の下に「個人的」を加える。

第二百二十二條第一項中「何時でも付議された事件について発言するため議場」に出席することができ、又「答弁又は」を削り、「説明のため」の下に「議長から」を、「ときは、」の下に「議場に」を加え、同條第二項を次のやうに改める。

普通地方公共団体の長は、議會に、予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書を提出することができる。

第二百二十七條第四項中「乃至第七項」を「及び第六項」に改める。

第三百三十一條中「又は第二百二十二條第一項の規定による出席者」を削る。

第四百四十三條第二項中「乃至第七項」を「及び第六項」に改め、同條第三項を削る。

第四百四十六條第一項中「政令」を「法律」に、「公聴会を開いて、これを解職」を「法律で定める
弾劾裁判所にその罷免の訴追を」に改め、同條第二項中「前項の例」を「法律の定めるところ」
に、「これを解職」を「前項の弾劾裁判所にその罷免の訴追を」に改める。

第四百四十九條第七号を第八号とし、第六号の次に次のように加える。

七 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

第二百五十條中「長の権限に属する國の事務の処理」を「長が國の機関として処理する行政事
務」に改める。

第二百五十一條中「公益を害し、」を削る。

第百五十六條第一項中「又は政令」を削り、同條第三項中「法律又は政令の定めるところによ

り」を「部内の行政事務に係る事項につき」に、「その他の國の」を「その他の」に改める。

第百五十七條第一項乃至第三項中「団体等」を「公共的団体等」に改める。

第百五十八條第一項中「設けなければならない」を「設けるものとする」に、「社会事業その

他國民生活の保護指導」を「社会福祉」に改める。

第百六十條第一項中「その損失」を「時價によりその損失の金額」に改め、同條第二項中「市町

村長」を「市町村長又は」に改め、「又は所轄廳」を削る。

第百七十六條第二項中「都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事の指

揮を請わなければならない」を「議會を被告として裁判所に出訴することができる」に改め、

同條第三項及び第四項を削る。

第百七十七條

普通地方公共団体の議會の議決が、収入又は支出に関し執行することができ

ないものがあると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

議会において左に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入についても、また、前項と同様とする。

一 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政廳の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費

二 非常の災害に因る應急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は傳染病予防のために必要な経費

前項第一号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる。

第二項第二号の場合において、議会の議決がなかつたときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。

第七十九條第一項中「都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事の指揮を請い、」を削る。

第八十條中「よる委任に」を削る。

第八十二條に次の二項を加える。

同一の政党その他の団体に属する者は、都道府縣の委員会にあつては三人、市町村の委員会にあつては二人以上同一の委員会の委員又は補充員となることできない。

第一項又は第二項の規定による選挙において、同一の政党その他の団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第三項の規定により委員の補欠を行えば同一の政党その他の団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合に関し必要な事項は、政令でこ

れを定める。

第百八十四條第二項中「乃至第七項」を「及び第六項」に改め、同條第三項を削る。

第二百十八條第二項中「普通地方公共団体は、」の下に「非常災害の復旧のため必要があるとき、その他特別の必要があるときは、」を加え、同條第二項中「直接市町村税を準率とし、直接町村税を賦課しない町村においては直接國税」を「市町村民税」に改める。

第二百三十五條に次の二項を加える。

普通地方公共団体の長は、必要に應じて、一會計年度の中の一定期間内にかかる暫定予算を調製し、これを議会に提出することができる。

前項の暫定予算は、当該會計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該會計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

第二百四十六條 所轄行政廳は、必要があるときは、普通地方公共団体につき事務の報告をさせ、書類帳簿を徴し又は実地について事務を視察し若しくは出納を検閲することができる。

第二百四十七條 市町村長、助役、収入役又は副収入役に故障があるときは、都道府縣知事は、臨時代理者を選任し、その職務を行わせることができる。

第二百四十八條 普通地方公共団体の選挙管理委員会が成立しない場合において、当該普通地方公共団体の議会もまた成立していないときは、所轄行政廳は、臨時選挙管理委員を選任し、選挙管理委員の職務を行わせることができる。

第二百四十九條 第二百四十七條の臨時代理者又は前條の臨時選挙管理委員に対する給與は、所轄行政廳が当該普通地方公共団体の議会の同意を得てこれを定める。

第二百五十條第二項を削る。

第二百五十一條 前條の規定による内務大臣の許可については、内務大臣は、政令の定めると

ころにより、大藏大臣に協議するものとする。

第二百五十二條 普通地方公共団体は、(別表第三項)第九十一條第二項、第五百五十五條第一項及び第二項、

第五百五十八條第一項並びに第二百二十三條第一項乃至第三項の條例を設け又は改廃しようとするときは、所轄行政廳の許可を受けなければならない。

前項に掲げるものを除く外、普通地方公共団体は、條例を設け又は改廃したときは、政令の定めるところにより、所轄行政廳にこれを報告しなければならない。

第二百五十三條中「内務大臣は、」を削り、「申請」を「協議」に、「指定しなければならない。」を「定めることができる。」に改める。

第二百五十四條中「政令の定めるところ」を「官報で公示された最近の人口」に改める。

第二百五十五條 この法律における所轄行政廳は、政令で特別の定をするものを除く外、都道府縣に関する事項については内務大臣、市町村に関する事項について都道府縣知事とする。

第二百五十八條中「島」を「東京都八丈支廳管内小島及鳥島」に、「政令」を「法律」に改め、「とができる」を削り、同條に次の一項を加える。

前項の法律が制定されるまでの間は、同項に掲げる島における行政については、なお、従前の例による。

第二百六十六條中「特別市」を「第九條の規定は、特別市」に、「関する裁定又は決定は、第九條の例により、内務大臣がこれを行う。」を「関し争論がある場合又はその境界が判明でない場合において争論がない場合にこれを準用する。」に改める。

第二百七十條第一項中「ため、」の下に「内務大臣の許可を受け、」を加える。

第二百七十七條中「第十八條、」の下に「第二十二條第七項、」を加える。

第二百八十二條中「都は、」の下に「内務大臣の許可を受け、」を加える。

第二百八十八條中「の許可を受け」を「に届出をし」に改める。

附則第一條但書中「政令」を「法律」に改める。

附則第七條第一項中「道府縣」を「都道府縣」に改める。

附則第十條第三項乃至第六項を次のように改める。

第一項の事務は、都にあつては民生局、道府縣にあつては民生部、特別市にあつては市長の定める局部においてこれを掌る。

附則第十九條中「第二百五十八條の規定による特例の適用を受ける島」を「第二百五十八條第一項に掲げる島」に改める。

Amendment to the Bill for Amend. of Local Autonomy Bill

政第二十八號 昭和二十二年三月二十二日配付

地方自治法案

右の政府提出案は本院において修正議決した、因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十二年三月二十二日

衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長 公爵 徳川 家 正 殿

衆議院書記官長 大池 眞

READ THE FILE COPY PLEASE RETURN

地方自治法案

右

勅旨を奉じて帝國議會に提出する。

昭和二十二年三月十五日

内閣總理大臣

吉田茂

内務大臣

植原悦二郎

第九條 市町村の境界に関し争論があるときは、関係市町村は、裁判所にその確定の訴を提起

することができる。

市町村の境界が判明でない場合において、その境界に関し争論がないときは、都道府縣知

事は、裁判所に境界の決定を求めることができる。

前項の場合においては、政令で特別の定をするものを除く外、非訟事件手続法の例によ

る。

第十二條第一項中「又は規則」を削り、「制定」の下に「又は改廃」を加える。

第十九條に次の一項を加える。

前三項の年齢は、選挙の期日よりこれを算定する。

衆議院ノ修正付案(原案)ト政府提出案ト其ノ
修正ニ係ル部分ヲ印刷ス但シ左ニ掲ク外ハ其ノ
ノ爲配付セシ政府提出案ト異同ナキヲ以テ印刷略ス

第三十條第一項に次の但書を加える。

但し、同一人を届け出ることを妨げない。

第三十二條第二項の次に次の一項を加える。

身体に故障に因り自ら候補者の氏名を記載することができない者の投票については、第三十七條、第四十一條及び前二項の規定にかかわらず、政令で特別の規定を設けることができる。

第三十四條中「第四十一條」を削る。

第五十六條第一項中「若しくは」を「又」に改め、「又は第六十八條第一項若しくは第二項」を削り、同條第三項中「及び」を「乃至」に、「第六号」を「第七号」に、「第六十條第二項」を「第六十條第一項」に改める。

第六十條第一項中「当選人は、」の下に「当選を辞しようとするときは、」を加え、ときは、そ

の当選を承諾するかどうかを「日から十日以内にその旨」に改め、同條第二項中「当選の告知を受けた日から十日以内」を「前項の期間内」に、「承諾」を「辞」に改め、「その」を削り、「辞」を「承諾」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。

当選人で、第九十二條若しくは第百四十一條に掲げる職に休る者又は当該普通地方公共団体に対し第百四十二條に規定する関係を有する者は、第一項の委員会に対し、第九十二條若しくは第百四十一條に掲げる職を辞し又は第百四十二條に規定する関係を有しなくなつた旨の届出をしなければならぬ。第一項の期間内にその届出をしないときは、当選を辞したものとみなす。

同條第三項に次のように加える。

第一項の期間内に所属長官の許可を受けた旨の届出をしないときは、当選を辞したものとみなす。

第六十一條第一項中「当選人」を「前條第一項の期間を経過したとき又は当選人」に改める。

第六十二條第一項第四号中「若しくは第四項」を「又は第四項」に改め、「又は第六十八條第一項若しくは第二項」を削り、第五号を第六号、第六号を第七号とし、第四号の次に次のように加える。

五 第六十八條第二項の規定による訴訟の結果、当選人の当選が無効となつたとき

第六十三條第二項中「第六十條第二項の期限前」を「第六十條第一項の期限前」に、「第六十條第二項の期限経過後」を「その期限経過後」に改める。

第六十五條第一項中「第一号又は第二号」を「第一号若しくは第二号又は第四項」に改める。

第七十四條第一項中「制定」の下に「又は改廃」を加える。

第九十一條第三項但書中「減」を「加」に改める。

第九十四條 町村は、條例で、第八十九條の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する

者の総会を設けることができる。

第九十五條第一項を削り、同條第二項中「町村総会」を「前條の規定による町村総会」に改める。

第一百十八條第五項を削り、同條第六項中「前項」を「第一項」に、「裁決」を「決定」に、「高等」を「議院を被告」として「に改める。

第一百二十條中「選挙人の」の下に「個人的」を加える。

第一百三十二條第一項中「何時でも付議された事件について発言するため議場に出席することができる。又、答弁又は」を削り、「説明のため」の下に「議長から」を、「ときは、」の下に「議場に」を加え、同條第二項を次のやうに改める。

普通地方公共団体の長は、議会に、予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書を提出することができる。

第百二十七條第四項中「乃至第七項」を「及び第六項」に改める。

第百三十一條中又は第百二十二條第一項の規定による出席者を削る。

第百四十三條第二項中「乃至第七項」を「及び第六項」に改め、同條第三項を削る。

第百四十六條第一項中「政令」を「法律」に、「公聴会を開いて、これを解職」を「法律で定める

彈劾裁判所にその罷免の訴訟を」に改め、同條第二項中「前項の例」を「法律の定めるところ」に、「これを解職」を「前項の彈劾裁判所にその罷免の訴訟を」に改める。

第百四十九條第七号を第八号とし、第六号の次に次のように加える。

七 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

第百五十條中「長の権限に属する國の事務の処理」を「長が國の機関として処理する行政事務」に改める。

第百五十一條中「公益を害し、」を削る。

第一百五十六條第一項中「又は政令」を削り、同條第三項中「法律又は政令の定めるところにより」を「部内の行政事務に係る事項につき」に、「その他の國の」を「その他の」に改める。

第一百五十七條第一項乃至第三項中「団体等」を「公共的団体等」に改める。

第一百五十八條第一項中「設けなければならない」を「設けるものとする」に、「社会事業その他國民生活の保護指導」を「社会福祉」に改める。

第一百六十條第一項中「その損失」を「時價によりその損失の金額」に改め、同條第二項中「市町村長」を「市町村長又は」に改め、「又は所轄廳」を削る。

第一百七十六條第二項中「都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事の指揮を請わなければならない」を「議會を被告として裁判所に出訴することができる」に改め、同條第三項及び第四項を削る。

第一百七十七條 普通地方公共団体の議會の議決が、収入又は支出に関し執行することができる

ないものがあると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

議会において左に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入についても、また、前項と同様とする。

一 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政廳の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費

二 非常の災害に因る應急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は傳染病予防のために必要な経費

前項第一号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる。

第二項第二号の場合において、議会の議決がなかつたときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。

第七十九條第一項中「都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事の指
押を請い、
を削る。

第八十條中「よる委任に」を削る。

第八十二條に次の二項を加える。

同一の政党その他の団体に属する者は、都道府縣の委員会にあつては三人、市町村の委員会にあつては二人以上同一の委員会の委員又は補充員となることができな

第二項又は第二項の規定による選挙において、同一の政党その他の団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第三項の規定により委員の補欠を行えば同一の政党その他の団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合に関し必要な事項は、政令でこ

れを定める。

第一百八十四條第二項中「乃至第七項」を「及び第六項」に改め、同條第三項を削る。

第二百十八條第一項中「普通地方公共団体は、」の下に「非常災害の復旧のため必要があるとき、その他特別の必要があるときは、」を加え、同條第二項中「直接市町村税を準率とし、直接町村税を賦課しない町村においては直接國税」を「市町村民税」に改める。

第二百三十五條に次の二項を加える。

普通地方公共団体の長は、必要に応じて、一会計年度の中の一定期間内にかかる暫定予算を調製し、これを議会に提出することができる。

前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基く支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基く支出又は債務の負担とみなす。

第二百四十六條 所轄行政廳は、必要があるときは、普通地方公共団体につき事務の報告をさせ、書類帳簿を徴し又は実地について事務を視察し若しくは出納を検閲することができる。

第二百四十七條 市町村長、助役、収入役又は副収入役に故障があるときは、都道府縣知事は、臨時代理者を選任し、その職務を行わせることができる。

第二百四十八條 普通地方公共団体の選挙管理委員会が成立しない場合において、当該普通地方公共団体の議会もまた成立していないときは、所轄行政廳は、臨時選挙管理委員を選任し、選挙管理委員の職務を行わせることができる。

第二百四十九條 第二百四十七條の臨時代理者又は前條の臨時選挙管理委員に対する給与は、所轄行政廳が当該普通地方公共団体の議会の同意を得てこれを定める。

第二百五十條第二項を削る。

第二百五十一條 前條の規定による内務大臣の許可については、内務大臣は、政令の定めると

ころにより、大藏大臣に協議するものとする。

第二百五十二條 普通地方公共団体は、第九十一條第二項、第五百五十五條第一項及び第二項、

第五百五十八條第一項並びに第二百二十三條第一項乃至第三項の條例を設け又は改廃しようとするときは、所轄行政廳の許可を受けなければならない。

前項に掲げるものを除く外、普通地方公共団体は、條例を設け又は改廃したときは、政令の定めるところにより、所轄行政廳にこれを報告しなければならない。

第二百五十三條中「内務大臣は、」を削り、「申請」を「協議」に、「指定しなければならない。」を「定めることができる。」に改める。

第二百五十四條中「政令の定めるところ」を「官報で公示された最近の人口」に改める。

第二百五十五條 この法律における所轄行政廳は、政令で特別の定をするものを除く外、都道府縣に関する事項については内務大臣、市町村に関する事項については都道府縣知事とする。

第二百五十八條中「島」を「東京都八丈支廳管内小島及烏島」に、「政令」を「法律」に改め、「こ
とができる」を削り、同條に次の一項を加える。

前項の法律が制定されるまでの間は、同項に掲げる島における行政については、なお、従
前の例による。

第二百六十六條中「特別市」を「第九條の規定は、特別市」に、「関する裁定又は決定は、第九
條の例により、内務大臣がこれを行う。」を「関し争論がある場合又はその境界が判明でない場
合において争論がない場合にこれを準用する。」に改める。

第二百七十條第一項中「ため、」の下に「内務大臣の許可を受け、」を加える。

第二百七十七條中「第十八條」の下に「第二十二條第七項」を加える。

第二百八十二條中「都は、」の下に「内務大臣の許可を受け、」を加える。

第二百八十八條中「の許可を受け」を「に届出をし」に改める。

附則第一條但書中「政令」を「法律」に改める。

附則第七條第一項中「道府縣」を「都道府縣」に改める。

附則第十條第三項乃至第六項を次のように改める。

第一項の事務は、都にあつては民生局、道府縣にあつては民生部、特別市にあつては市長の定める局部においてこれを掌る。

附則第十九條中「第二百五十八條の規定による特例の適用を受ける島」を「第二百五十八條第一項に掲げる島」に改める。

Amendments to Local Autonomy Law by H.P.

地方自治法案の一部を次のように修正する。

第十三條に第一項として次の一項を加える。

日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の解散を請求する権利を有する。

第六十六條第四項中「不服がある者は」の下に「その決定書若しくは裁決書の交付を受けた日又は前項の規定による告示の日から三十日以内に」を加える。

第六十八條第一項中「被告をして」の下に「第五十九條第一項の規定による告示の日から三十日以内」を加える。

第二百十條 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

第二百十一條 普通地方公共団体の長、選挙管理委員会の委員長及び監査委員並びにその本任又は囑託を受けた者は、説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。

第二百十二條第一項を削る。

第二百十八條 普通地方公共団体の議会の権限に属する輕易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

FILE COPY PLEASE RETURN

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

第百八十二條第五項中「超える場合」を「超える場合等」と改める。

第百七十七條中「並びに」を「及び」に改め、「又」を「第百四十六條第一項」を削る。

第百四十七條 市町村長及び助役とともに故障があるとき、又は収入役及び副収入役

(第百七十七條第四項の規定による収入役職務代理者を含む)とともに故障があるときは、上席の吏員又はその指定した吏員が、その職務を行う。

第二百四十九條中「第二百四十七條の臨時代理者又は」を削る。

第二百五十一條 普通地方公共団体は第三條

第三項第九十一條第二項第一百五十五條第一

項及び第二項第一百五十八條第一項並びに第

二百二十三條第一項乃至第三條の條例を設

け又は改廢しようとするときは所轄行政廳

の許可を受けなければならぬ。

第二百五十二條第一項を削り同條第二項中

前項を「前條」に改める。

第二百五十六條を第二百五十五條とする。

第二百五十六條 この法律に特別の定がある

ものを除く外異議の申立又は訴願の提起は

又今又は決定があつた日から二十一日以内
 にこれをしなればならない。
 決定書の交付を受けない者に関しては前
 項の期間は告示の日からこれを起算する。
 異議の申立に關する期間の計算については
 は訴願の提起に關する期間の例によ
 る。
 異議の申立は期限が経過した後において
 も容認すべき事由があるとき認めるときは左
 のことを受理することができる。
 第二百五十七條第一項、第二項、第五項、第六項
 及び第八項を削る。

第二百五十八條 異議の申立があつても、その執行はこれを停止しない。但し、行政廳は職権により又は關係人の請求により必要と認めるときは、これを停止することができる。
 第二百五十七條 第一項中「内務大臣の許可を受け」を削る。
 同條第二項中「区長及び」を削る。
 区長は、その被選挙権を有する者について、選挙人が投票によりこれを選挙する。
 第二百五十七條中「第九十四條」及び「第二百五十五條」を削る。

第 二 百 八 十 二 條 中 「 内 務 大 臣 の 許 可 を 受 け し て 削
 3。
 附 則 第 七 條 第 二 項 中 「 第 百 二 十 二 條 第 一 項 」 を 「
 第 百 二 十 一 條 に 改 め る。
 附 則 第 十 九 條 を 削 り 第 二 十 條 を 第 十 九 條 と し
 以 下 順 次 繰 り 上 げ る。

FEC-101/71RESTRICTEDFEC-101/7119 May 1947FAR EASTERN COMMISSIONDRAFT LAW IMPLEMENTING THE JAPANESE CONSTITUTION:
CORRECTION TO THE BILL FOR PARTIAL AMENDMENT OF THE LOCAL TAXATION
LAW (JAPANESE TEXT)

(References: FEC-087/14, Art. 30; FEC-101/42; FEC-101/50; FEC-101/64)

Note by the Secretary General

1. The enclosure, a Japanese text showing corrections to the Bill for Partial Amendments to the Local Taxation Law was received from the Supreme Commander for the Allied Powers and is circulated herewith by the United States Representative for the consideration of the Far Eastern Commission and referred to COMMITTEE NO. 3: CONSTITUTIONAL AND LEGAL REFORM.
2. The English translation of the enclosure was circulated as FEC-101/50 on 10 April 1947.
3. The corrections indicated in the enclosure were approved by the 92nd Japanese Diet when the Bill for Partial Amendments to the Local Taxation Law (FEC-101/42) was passed on 30 March 1947.
4. Due to the limited number of copies available, only one copy of the enclosure can be furnished each delegation.

NELSON T. JOHNSON
Secretary General

FEC-101/71

Local Tax Law
Correction

92-211

地方税法の一部を改正する法律案

CAD IMS
FILE COPY
PLEASE RETURN

地方税法の一部を次のように改正する。

地方税法目次中

「第一節 府縣稅
第一款 附加稅
第二款 獨立稅」

を「第一節 府縣稅」に改める。

第一條第三項中「府縣參事會」及び「北海道參事會」を削り、「北海道廳長官」を「北海道知事」に改め、同條第四項中「東京都」の下に「及特別市」を加え、同條第五項中「府縣參事會」を削り、「東京都、東京都稅、東京都民稅、東京都長官、東京都吏員、東京都參事會又ハ東京都條例」を「東京都若ハ特別市、東京都稅若ハ特別市稅、東京都民稅若ハ特別市民稅、東京都知事若ハ特別市長、東京都吏員若ハ特別市吏員又ハ東京都條例若ハ特別市條例」に改め、同條第六項中「又ハ北海道」及び「又ハ北海道廳長官」を削り、「東京都長官」を「東京都知事」に改める。

第二條中「國稅附加稅」を削る。

第七條 數府縣ニ於テ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲ス者ニ賦課スル營業稅ノ課稅標準タルベキ純

益金額ノ總額ハ主タル營業所所在地ノ府縣知事之ヲ決定スベシ

數府縣ニ於テ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲ス者ニ關係府縣ニ於テ賦課スル營業稅ノ課稅標準タルベキ純益金額ハ前項ノ府縣知事ノ定ムル所ニ依ル

第一項ノ府縣知事純益金額ノ總額ヲ決定シタルトキハ直ニ前項ノ規定ニ依リ關係府縣ニ於テ賦課スル營業稅ノ課稅標準タルベキ純益金額ヲ定メ之ヲ關係府縣知事(第一項ノ府縣知事ヲ除ク以下本條中同ジ)ニ通知スベシ

關係府縣知事ニ於テ第二項ノ規定ニ依リ第一項ノ府縣知事ノ定メタル純益金額ニ異議アルトキハ內務大臣純益金額ヲ定ム

前項ノ異議ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ申出ヅベシ

內務大臣第四項ノ異議ノ申出ヲ受理シタルトキハ三月以内ニ之ヲ決定スベシ

內務大臣特別ノ必要アリト認ムルトキハ第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ第一項ノ府縣知事

ノ定メタル純益金額ノ總額又ハ純益金額ヲ更正スルコトヲ得

第八條第一項第二号及び第三号中「當該府縣ノ本稅額」を「純益金額ニ基ク當該府縣ノ稅額」に改め、同條第三項中「及大藏大臣」を削り、同條第四項中「第四項及第五項」を「第五項及第六項」に改める。

第九條 鑛區若ハ砂鑛區又ハ漁場ガ數市町村ニ互ル場合ニ關係市町村ニ於テ賦課スル鑛區稅附加稅又ハ漁業權稅附加稅ノ課稅標準タルベキ本稅額ハ鑛區若ハ砂鑛區又ハ漁場ノ面積ニ依リ本稅ヲ按分シタルモノニ依ル

第十一條第一項を次のように改める。

法人ノ營業稅（營業稅制ヲ含ム）ノ賦課率ハ法人ノ事業年度終了ノ日又ハ合併若ハ解散ノ日ノ屬スル年度ノ賦課率ニ依ル
同條第三項に次の但書を加える。

但シ法人ノ營業稅附加稅ノ賦課率ハ法人ノ事業年度終了ノ日又ハ合併若ハ解散ノ日ノ屬スル年度ノ賦課率ニ依ル

第十二條第一項第二号中「勅令」を「政令」に、同項第三号中「勅令」を「政令」に、「家屋」を「土地、家屋」に改め、同項第五号を削る。

第十七條中「官吏若ハ」を削る。

第二十條第二項中「第四十八條ノ六」を「第四十五條ノ五」に改め、同條第四項及び第五項中「行政裁判所」を「裁判所」に改め、同條第六項中「府縣制第二百二十八條及第二百二十八條ノ二」を「地方自治法第二百五十七條及」に改める。

第二十一條第一項中「官吏若ハ」を削る。

第二十三條第一項中「官吏若ハ」を削り、同條第二項及び第三項中「行政裁判所」を「裁判所」に改め、同條第六項中「府縣制第三十八條、第二百二十八條及第二百二十八條ノ二」を「地方自治法

第六十六條第三項及び第二百五十七條に改める。

第二十四條第一項第三号中「帝國」を「本邦」に改める。

第二十五條第一項中「地方税」を「市町村税」に改め、同條第二項中「府縣制第二百二十八條及第二百二十八條ノ二」を「地方自治法第二百五十七條」に改める。

第二十八條中「府縣參事會」を「府縣會」に改める。

第三十四條第一項中「帝國」を「本邦」に改める。

第三十六條第四項中「府縣制第二百二十八條ノ二第二項」を「地方自治法第二百五十七條第三項」に改める。

第三十九條中「官吏若ハ」を削る。

第四十條第四項中「府縣制第二百二十八條ノ二第二項」を「地方自治法第二百五十七條第三項」に改める。

第四十三條第一項中「官吏若ハ」及び「官吏又ハ」を削る。

第二章第一節中「第一款 附加税」及び第四十四條乃至第四十七條並びに「第二款 獨立税」を削る。

第四十八條第一項を次のように改める。

獨立税トシテ課スルコトヲ得ベキ府縣稅左ノ如シ

一 府縣民稅

二 地租

三 家屋稅

四 營業稅

五 鑛區稅

六 船舶稅

七 自動車税

八 軌道税

九 電話加入権税

十 電柱税

十一 不動産取得税

十二 漁業権税

十三 狩獵者税

十四 藝妓税

十五 遊興税

十六 入湯税

同條を第四十四條とする。

第四十八條ノ第二を四十五條とする。

第四十八條ノ三第一項中「四月」を「十月」に改め、同條を第四十五條ノ二とする。

第四十八條ノ四中「六十圓」を「百二十圓」に、「第四十八條ノ二」を「第四十五條」に改め、同條を第四十五條ノ三とする。

第四十八條ノ五を第四十五條ノ四、第四十八條ノ六を第四十五條ノ五とする。

第四十六條 地租ハ土地ニ對シ土地臺帳法ニ依ル土地臺帳ニ登録セラレタル賃貸價格ヲ標準

トシテ其ノ所在ノ府縣ニ於テ其ノ所有者(質權又ハ百年ヨリ長キ存續期間ノ定アル地上權ノ目的タル土地ニ付テハ其ノ質權者又ハ地上權者)ニ之ヲ課ス

前項ノ場合ニ於テハ土地臺帳ニ所有者、質權者又ハ地上權者トシテ登録セラレタル者ヲ以テ夫々其ノ土地ノ所有者、質權者又ハ地上權者ト看做ス

第四十六條ノ二 地租ノ賦課期日ハ四月一日トス但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ内務大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第十條第一項及第二項ノ規定ハ地租ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四十六條ノ三 地租ハ各納税義務者ニ付同一市町村内ニ於ケル土地ノ賃貸價格ノ合計金額ニ依リ算出シ之ヲ徴收スベシ但シ賃貸價格ノ合計金額ガ政令ヲ以テ定ムル金額ニ滿タザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十六條ノ四 土地臺帳法ニ依リ申告ヲ爲スベキ義務ヲ有スル者其ノ申告ヲ爲サザルガ爲賃貸價格ノ設定又ハ修正ナク仍テ地租ニ不足額アルトキハ直ニ之ヲ追徴スベシ

前項ノ規定ニ依リ地租ヲ徴收スル場合及詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ地租ヲ遁脱シタル者ヨリ其ノ地租ヲ徴收スル場合ニ於テハ前條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第四十七條 家屋税ハ家屋ニ對シ家屋臺帳法ニ依ル家屋臺帳ニ登録セラレタル賃貸價格ヲ標

準トシテ其ノ所在ノ府縣ニ於テ其ノ所有者ニ之ヲ課ス

前項ノ場合ニ於テハ家屋臺帳ニ所有者トシテ登録セラレタル者ヲ以テ其ノ家屋ノ所有者ト
看做ス

第四十七條ノ二 家屋税ノ賦課期日ハ六月一日トス但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ内務大
臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第十條第一項及第二項ノ規定ハ家屋税ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四十七條ノ三 家屋税ハ各納税義務者ニ付同一市町村内ニ於ケル家屋ノ賃貸價格ノ合計金
額ニ依リ算出シ之ヲ徵收スベシ但シ賃貸價格ノ合計金額ガ政令ヲ以テ定ムル金額ニ滿タザ
ルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十七條ノ四 家屋臺帳法ニ依リ申告ヲ爲スベキ義務ヲ有スル者其ノ申告ヲ爲サザル
ガ爲賃貸價格ヲ設定又ハ修正ナク仍テ家屋税ニ不足額アルトキハ直ニ之ヲ追徵スベ

シ

前項ノ規定ニ依リ家屋税ヲ徴收スル場合及詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ家屋税ヲ逋脱シタル者ヨリ其ノ家屋税ヲ徴收スル場合ニ於テハ前條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第四十八條 營業税ハ營業ニ對シ純益ヲ標準トシテ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲ス個人及營利法人ニ對シ營業所所在ノ府縣ニ於テ之ヲ課ス

前項ノ純益ハ法人ニ付テハ各事業年度ノ純益及清算純益トシ個人ニ付テハ前年ニ於ケル營業ノ純益トス

法人ノ各事業年度ノ純益ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル

法人ガ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

法人ノ清算純益ハ法人解散シタル場合ニ於テ其ノ殘餘財産ノ價額ガ解散當時ノ拂込株式金

額又ハ出資金額及積立金額ノ合計金額ヲ超過スルトキノ超過金額ニ依ル

法人合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ株主又ハ社員ガ合併後存続スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ヨリ合併ニ因リテ取得スル株式ノ拂込濟金額又ハ出資金額及金銭ノ總額ガ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ合併當時ノ拂込株式金額又ハ出資金額及積立金額ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ清算純益ト看做ス

個人ノ純益ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニ依ル

營業稅ヲ課スベキ營業ノ種類及營業稅ノ課稅標準ノ算定ニ關シテハ本法ニ定ムルモノヲ除クノ外政令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十八條ノ二 個人ノ營業純益金額ガ政令ヲ以テ定ムル金額ニ滿タザルトキハ營業稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ内務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十八條ノ三 特別ノ必要アル場合ニ於テハ、營業稅ノ課稅標準ニ關シテハ營業ノ種類ヲ限リ内務大臣ノ許可ヲ受ケ第四十八條ノ規定ニ依ル純益ノ外他ノ標準ヲ併セ用ヒ又ハ第四十八條ノ規定ニ依ル純益ニ依ラザルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テモ第七條第一項ノ規定ハ其ノ適用ヲ妨ゲラルルコトナシ

第四十八條ノ四 地租、家屋稅又ハ營業稅ノ賦課率ガ夫々地租、家屋稅又ハ營業稅ノ標準賦課率(地租ニ付テハ百分ノ十二、家屋稅ニ付テハ百分ノ十・五、營業稅ニ付テハ百分ノ七・五ヲ謂フ以下同ジ)ヲ超ユルトキハ内務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ニ掲グル場合ニ於テ賦課率ガ各標準賦課率ノ一・二倍ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 災害應急費、災害復舊費、傳染病豫防費及國營事業費負擔金ニ充ツル爲借入レタル負債ノ元利償還ノ爲費用ヲ要スルトキ
- 二 災害應急又ハ復舊ノ爲費用ヲ要スルトキ

三 傳染病豫防ノ爲費用ヲ要スルトキ

前條第一項ノ場合ニ於テ適用スベキ營業稅ノ賦課率ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ内務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第四十八條ノ五 地租、家屋稅及營業稅(第四十八條ノ三第一項ノ規定ニ依ル營業稅ヲ除ク)ノ賦課率ノ各標準賦課率ニ對スル割合ハ同一府縣ニ於テハ之ヲ同一ト爲スベシ但シ負擔ノ均衡上特ニ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十九條 鑛區稅ハ鑛區及砂鑛區ニ對シ其ノ所在ノ府縣ニ於テ其ノ鑛業權者(砂鑛權者ヲ含ム)ニ之ヲ課ス

鑛區稅ハ左ニ掲グル賦課率ニ依リ之ヲ課スベシ但シ内務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 試掘鑛區

面積千坪毎ニ

二圓

二 採掘鑛區

面積千坪毎ニ

四圓

三 砂鑛區

河床

延長一町毎ニ

二圓

河床ニ非サルモノ 面積千坪毎ニ

二圓

第五十條第一項中「二十噸以上ノ船舶」の下に「又ハ其ノ取得」を、「所有者」の下に「又ハ取得者」を加え、同條に次の一項を加える。

左ニ掲グル船舶ノ取得ニ對シテハ船舶稅ヲ課スルコトヲ得ズ

一 家督相續又ハ遺產相續ニ因ル船舶ノ取得

二 法人ノ合併ニ因ル船舶ノ取得

第五十一條中「自動車」の下に「又ハ其ノ取得」を、「所有者」の下に「又ハ取得者」を加え、同條に次の一項を加える。

第五十條第四項ノ規定ハ前項ノ自動車ノ取得ニ對スル自動車税ノ課税ニ付之ヲ準用ス

第五十一條ノ二 軌道税ハ軌道法又ハ地方鐵道法ニ依リ敷設シタル軌道又ハ地方鐵道ニ對シ其ノ所在ノ府縣ニ於テ其ノ所有者ニ之ヲ課ス

第五十一條ノ三 電話加入權者又ハ其ノ取得ニ對シ電話機所在ノ府縣ニ於テ其ノ所有者ニ之ヲ課ス

第五十一條ノ四 電話加入權税ハ電話加入權又ハ其ノ取得ニ對シ電話機所在ノ府縣ニ於テ其ノ電話加入權者又ハ取得者ニ之ヲ課ス

第五十條第四項ノ規定ハ電話加入權ノ取得ニ對スル電話加入權税ノ課税ニ付之ヲ準用ス

第五十六條ノ二 遊興税ハ料理店、貸席、カフェー、バー、旅館其ノ他之ニ類スル場所ニ於ケル遊興、飲食及宿泊ニ對シ其ノ行爲地所在ノ府縣ニ於テ其ノ行爲者ニ之ヲ課ス

第五十六條ノ三 入湯税ハ鑛泉浴場ニ於ケル入湯ニ對シ其ノ浴場所在ノ府縣ニ於テ其ノ入湯

客ニ之ヲ課ス

第五十七條 府縣稅附加稅トシテ課スルコトヲ得ベキ市町村稅左ノ如シ

一 地租附加稅

二 家屋稅附加稅

三 營業稅附加稅

四 鑛區稅附加稅

五 船舶稅附加稅

六 自動車稅附加稅

七 軌道稅附加稅

八 電話加入權稅附加稅

電話加入權稅附加稅

十九 電柱税附加税

十八 不動産取得税附加税

十七 漁業権税附加税

十六 狩獵者税附加税

十五 藝妓税附加税

十四 遊興税附加税

十三 入湯税附加税

第十二 第四十四條第二項ノ規定ニ依ル獨立税附加税

第五十八條乃至第六十條を削る。

第六十一條中「本税ノ百分ノ三百」を「夫々地租附加税、家屋税附加税又ハ營業税附加税ノ標準賦課率（地租附加税ニ付テハ土地賃貸價格ノ百分ノ十二、家屋税附加税ニ付テハ家屋賃貸價

格ノ百分ノ十・五、營業稅附加稅ニ付テハ、營業純益ノ百分ノ七・五ニ相當スル率ヲ謂フ但シ第四十八條ノ三第二項ノ規定ニ依ル營業稅附加稅ニ付テハ百分ノ七・五ヲ同年度分ノ第四十八條ノ規定ニ依ル營業稅ノ賦課率ヲ以テ除シテ得タル率ヲ謂フ以下同ジニ、「本稅ノ百分ノ三百六十」を各標準賦課率ノ一・二倍に改め、同條を第五十八條とする。

第五十九條 鑛區稅附加稅ノ賦課率ガ第四十九條第二項ニ掲グル率ニ相當スル率ヲ超ユルトキハ府縣知事ノ許可ヲ受クベシ

第六十條 地租附加稅、家屋稅附加稅及營業稅附加稅ノ賦課率ハ同一市町村ニ於テハ之ヲ同一ト爲スベシ但シ負擔ノ均衡上特ニ必要アル場合ニ於テ府縣知事ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六十一條 府縣稅附加稅（地租附加稅、家屋稅附加稅、營業稅附加稅及鑛區稅附加稅ヲ除ク）ノ賦課率ハ同一市町村ニ於テハ之ヲ同一ト爲スベシ但シ負擔ノ均衡上特ニ必要アルトキハ

此ノ限ニ在ラズ

第六十二條を削る。

第六十三條第一項中

市町村民税	舟車税	自轉車税	荷車税	金庫税	扇風機税	屠畜税	犬居税
-------	-----	------	-----	-----	------	-----	-----

を

市町村民税	舟車税	自轉車税	荷車税	金庫税	扇風機税	屠畜税	犬居税	廣告税
-------	-----	------	-----	-----	------	-----	-----	-----

に改め、

同條第二項中「第四十八條」を「第四十四條」に改め、同條を第六十二條とする。

第六十四條を第六十三條とする。

第六十五條第一項中「四月」を「十月」に改め、同條を第六十四條とする。

第六十六條中「四十圓」を「八十圓」に、「第六十四條」を「第六十三條」に改め、同條を第六十五條とする。

第六十六條ノ二を第六十六條とする。

第六十七條第一項中「二十噸未満ノ舟」の下に「又ハ其ノ取得」を、「所有者」の下に「又ハ取得者」を加へ、同條に次の一項を加える。

第五十條第四項ノ規定ハ第一項ノ舟ノ取得ニ對スル舟稅ノ課稅ニ付之ヲ準用ス

第七十三條ノ二 廣告稅ハ廣告(新聞、雜誌及書籍ニ依ル廣告ヲ除ク)ニ對シ其ノ廣告物所在

ノ市町村ニ於テ其ノ廣告主ニ之ヲ課ス

第七十四條中「第四十九條乃至第五十六條」を「第四十六條乃至第五十六條ノ三」に、「第六十

三條」を「第六十二條」に改める。

第七十五條第一項を次のように改める。

府縣ハ都市計畫法ノ施行ニ要スル費用ニ充ツル爲府縣稅獨立稅ノ百分ノ十以内ニ於テ都市計畫稅トシテ府縣稅獨立稅割ヲ課スルコトヲ得但シ地租割、家屋稅割及營業稅割ニ付テハ夫々標準賦課率ヲ以テ算定シタル地租、家屋稅又ハ營業稅(第四十八條ノ三第一項ノ規定ニ

依ル營業稅ニ付テハ其ノ稅額ヲ同年度分ノ第四十八條ノ規定ニ依ル營業稅ノ賦課率ヲ以テ除シテ得タルモノニ百分ノ七・五ヲ乘ジテ得タルモノヲ謂フ以下同ジノ百分ノ十以内トス

同條第二項中「府縣民稅」の下に「及鑛區稅」を加え、同條第三項を削る。

第七十六條第一項を次のように改める。

市町村ハ都市計畫法ノ施行ニ要スル費用ニ充ツル爲府縣稅獨立稅及市町村稅獨立稅ノ百分ノ三十以内ニ於テ都市計畫稅トシテ府縣稅獨立稅割及市町村稅獨立稅割ヲ課スルコトヲ得但シ地租割、家屋稅割及營業稅割ニ付テハ夫々標準賦課率ヲ以テ算定シタル地租、家屋稅又ハ營業稅ノ百分ノ三十以内トス

同條第二項中「府縣民稅」の下に「及鑛區稅」を加え、同條第五項を削る。

第七十七條第一項「水利ニ關スル事業」の下に「其ノ他土地ノ利益ト爲ルベキ事業」を加え、

水利稅を「水利地益稅」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「水利稅」を「水利地益稅」に改める。

第七十八條第二項を削り、同條第三項中「第三項」を「第二項」に改める。

第八十條第二項中「二百圓」を「二千圓」に改め、同條第三項乃至第五項中「行政裁判所」を「裁判所」に改め、同條第六項中「府縣制第二百二十八條及第二百二十八條ノ二」を「地方自治法第二百五十七條」に改める。

第八十一條中「官吏及」を削る。

第八十三條中「勅令」を「政令」に改め、同條に次の一項を加える。

第四十八條ノ三第一項及第四十八條ノ四ノ規定ニ依ル内務大臣ノ許可ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ内務大臣ハ大藏大臣ト協議スルモノトス

第八十四條中「勅令」を「政令」に改める。

第八十五條ノ三中「區ノ存スル區域」を「特別區ノ存スル區域及特別市」に、「第四十六條」を「第四十八條ノ四第一項」に、「百分ノ二百トアルハ百分ノ五百、百分ノ二百四十トアルハ百分ノ六百」を「百分ノ十二、百分ノ十・五又ハ百分ノ七・五トアルハ夫々百分ノ二十四、百分ノ二十一又ハ百分ノ十五」に改める。

第八十五條ノ三中「區ノ存スル區域」を「特別區ノ存スル區域及特別市」に、「第四十七條」を「第四十九條」に、「百分ノ十トアルハ百分ノ二十」を「二圓トアルハ四圓、四圓トアルハ八圓」に改める。

第八十五條ノ四第一項中「東京都ノ特別區」に、「第四十八條ノ四」を「第四十五條ノ三」に、「六十圓」を「百二十圓」に、「第四十八條ノ二」を「第四十五條」に、「四十圓ニ區」を「八十圓ニ特別區」に改め、同條第二項中「都民税」を「東京都民税」に、「第四十八條ノ二」を「第四十五條」に、「第四十八條ノ四」を「第四十五條ノ三」に、「區ノ存スル區域」を「各特別區ノ區

域」に改め、同條に次の一項を加える。

特別市ニ於テハ第四十五條ノ三第一項ノ規定ノ準用ニ付テハ同項中百二十圓トアルハ二百圓トス

第八十五條ノ五第一項中「區ノ存スル區域」を「特別區ノ存スル區域及特別市」に、「第四十八

條」を「第四十四條」に、
「舟稅 自轉車稅 荷車稅 金庫稅 扇風機稅 屠畜稅 犬稅」
「舟稅 自轉車稅 荷車稅 金庫稅 扇風機稅 屠畜稅 廣告稅」
 を「一 二 三 四 五 六 七 八」に改め、「東京都稅」の下に「又ハ特別市稅」を加

え、同條第二項中「其ノ區」を「其ノ特別區」に改める。

第八十五條ノ六中「第七十三條」を「第七十三條ノ二」に、「區ノ存スル區域」を「特別區ノ存スル區域及特別市」に改める。

第八十五條ノ七 東京都ノ特別區ノ存スル區域及特別市ニ於テハ第七十五條第一項ノ規定ノ

準用ニ付テハ同項中百分ノ十トアルハ百分ノ二十(第八十五條ノ五ノ獨立稅ニ付テハ百分ノ三十)トス

第八十五條ノ八中「區ノ存スル區域ニ於テハ」を「特別區ノ存スル區域ニ於テハ」並ニ特別市ハ」に改める。

第八十五條ノ九を削る。

第八十五條ノ十中「區ノ存スル區域ニ於テハ」を「特別區ノ存スル區域ニ於テハ」並ニ特別市ハ」に改め、同條を第八十五條ノ九とする。

第八十五條ノ十一中「東京都ノ區」を「東京都ノ特別區」に、「區稅」を「特別區稅」に改め、同條を第八十五條ノ十とする。

第八十五條ノ十二第一項中「區」を「特別區」に改め、同條を第八十五條ノ十一とする。

第八十五條ノ十三第一項中「區稅」を「特別區稅」に改め、同條第二項中「區、區長、區所屬ノ官

吏、區所屬ノ都吏員若ハ區吏員、區會又ハ區條例」を「特別區、特別區長、特別區所屬ノ都吏員若ハ特別區吏員、特別區會又ハ特別區條例」に改め、同條を第八十五條ノ十二とする。

第八十五條ノ十四中「區ノ區稅竝ニ東京都ノ區」を「特別區ノ特別區稅竝ニ東京都ノ特別區」に、「勅令」を「政令」に改め、同條を第八十五條ノ十三とする。

第八十六條中「勅令」を「政令」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、官吏、府縣制、府縣參事會、東京都長官、北海道廳長官及び東京都の區並びに特別市に係る改正規定は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十二年度分の地方稅（法人に対する營業稅については、昭和二十二年四月一日以後に終了する事業年度分又は同日以後における合併若くは解散に因る分）から、これ

を適用する。

昭和二十一年度分以前の地方税に関しては、なお従前の規定による。

土地及び家屋について一般に賃貸価格の改定されるまでは、地租及び地租附加税並びに家屋税及び家屋税附加税の標準賦課率については、第四十八條ノ四第一項、第五十八條及び第十五條ノ二の規定にかかわらず、地租及び地租附加税に関してはその三倍以内、家屋税及び家屋税附加税に関してはその二倍以内において、命令を以て別段の定をなすことができる。

減租年期地、免租年期地その他地租法その他の法律により、一定の期間賃貸価格に關し特別の取扱をなす旨の定のあつた土地で土地臺帳法により賃貸価格を設定若しくは修正すべきもの及び家屋税法により賃貸価格を定めない旨の定のあつた家屋で家屋臺帳法により賃貸価格を決定すべきものについて、この法律施行の際賃貸価格が設定若しくは修正又は決定されてないときは、その土地又は家屋の賃貸価格が設定若しくは修正又は決定されるまでは、第四

十六條第一項又は第四十七條第一項の改正規定にかかわらず、評定賃貸価格を標準として、地租又は家屋税を課することができる。

前項の評定賃貸価格は、類地又は類似家屋の賃貸価格に比準し、当該土地又は家屋の品位及び情況に應じ、府縣條例の定めるところにより、府縣知事がこれを定めなければならない。

日本國憲法施行の日までは、改正後の地方税法中「政令」とあるのは「勅令」、「裁判所」とあるのは「行政裁判所」と読み替えるものとする。

理由

財政需要の激増に伴う地方所要財源の賦與、地方分権の強化方針に対応する自主的地方財政の確立等のため、地方税法の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

FEC-101/72RESTRICTEDFEC-101/7230 April 1947FAR EASTERN COMMISSION

DRAFT LAW IMPLEMENTING THE JAPANESE CONSTITUTION:
FINAL AMENDMENTS TO BILL AMENDING THE HOUSE OF REPRESENT-
ATIVES ELECTION LAW (JAPANESE TEXT)
(References: FEC-101/20, FEC-101/55, MI-007, Article 47
of FEC-087/14)

Note by the Secretary General

1. The enclosure, the Japanese text of final amendments to the Bill Amending the House of Representatives Election Law, as approved by the Ninety-Second Japanese Diet, implementing Article Forty-Seven of the Constitution, has been received from the Supreme Commander for the Allied Powers and is circulated herewith by the United States member for the consideration of the Far Eastern Commission and referred to COMMITTEE NO. 3: CONSTITUTIONAL AND LEGAL REFORM.

2. The English translation of the enclosure was circulated as FEC-101/55 on 10 April 1947.

3. Due to the limited number of copies available, only one copy of the enclosure can be furnished each delegation.

NELSON T. JOHNSON
SECRETARY GENERAL

FEC-101/72

Report of the Special Committee on Amendments to the Bill for Partial Amendments to the H. R. Election Law

昭和二十二年三月二十六日報告
委 第 七 五 號

報告書

一 衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案(政府提出)

右は本院において別紙の通り修正すべきものと議決した因つてここに報告する。

昭和二十二年三月二十六日

衆議院議長 山崎 猛殿

委員長 岩本信行

CAD IMS
FILE COPY
PLEASE RETURN

委(政法の 一七)

衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第百條ノ二を削る。

(—は委員會修正)

附帯決議

参議院議員選挙法については、本委員会の修正に合致するよう適當の措置を講ずること。

昭和二十二年三月二十七日提出

衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案(政府提出)に対する修正案
右成規により提出する。

昭和二十二年三月二十七日

提出者

大野 伴 睦
石 黒 武 重

賛成者

苦米地英俊	平塚常次郎	小川原政信	坂東幸太郎
伊藤郷一	武田信之助	夏堀源三郎	松川昌藏
八重樫利康	小澤佐重喜	菊池長右エ門	大石倫治

本多花子	有田二郎	芦田均	石原圓吉	辻寛一	神田博	高橋泰雄	山口好一	加藤宗平	松浦東介	庄司一郎
川西清	松永佛骨	富田ふき	水谷昇	深津玉一郎	加藤一雄	鈴木平一郎	杉田一郎	河原田巖	小野孝	安部俊吾
森崎了三	原藤右門	中野武雄	服部岩吉	江崎眞澄	佐藤扁次郎	大塚甚之助	小峯柳多	杉田馨子	中野寅吉	内海安吉
細田忠治郎	左藤義詮	木村千ヨ	花月純誠	大谷瑩潤	小池政恩	廿日出 彪	平岡良藏	葉梨新五郎	大内一郎	大井直之助

田中源三郎	小島徹三	山口喜久一郎	小野眞次
稻田直道	飯國壯三郎	近藤鶴代	山本勝市
三ツ林幸三	井田友平	古島義英	加藤睦之介
山村新治郎	森 曉	横田清藏	片岡伊三郎
齊藤行藏	木島義夫	竹内茂代	中島守利
大久保留次郎	花村四郎	栗山長次郎	廣川弘禪
小此木歌治	山本正一	岩本信行	三浦寅之助
磯崎貞序	樋貝詮三	北 吟吉	小澤國治
亘 四郎	塚田十一郎	板倉治作	田中重彌
綿貫佐民	益谷秀次	竹田儀一	今井はつ
水口周平	稻葉道意	田中実司	木村公平

森田豊壽	若林義孝	瀧澤脩作	井上卓一
武田キヨ	原 侑	坂本 實	木村義雄
厚東常吉	田邊 讓	松浦 薫	矢野庄太郎
寺尾 豊	藥師神岩太郎	江藤夏雄	田中善内
本多市郎	西村久之	栗原大島太郎	上塚 司
淵田長一郎	塩月 學	村上 勇	上林山榮吉
柏原義則	有馬英二	椎熊三郎	地崎宇三郎
山崎岩男	津島文治	菅米地義三	菅原 エン
柴田兵一郎	井上東治郎	中川 重春	大久保傳藏
圖司安正	荒木武行	太田秋之助	山下春江
村井八郎	鈴木周次郎	星 一	武藤常介

加藤 高藏	鈴木 明良	宮原 庄助	小野瀬 忠兵衛
江部 順治	山口 光一郎	大島 定吉	菅 又 薰
最上 英子	飯島 祐之	鈴木 強平	山田 悟六
瀧澤 濱吉	生方 大吉	關根 久藏	宮前 進
成島 勇	竹内 歌子	青木 泰助	天野 久
村島 喜代	白井 秀吉	舟崎 由之	荆木 一久
吉澤 仁太郎	小坂 善太郎	宮澤 才吉	佐藤 久雄
五坪 茂雄	江川 爲信	青木 清左工門	平野 増吉
武藤 嘉一	日比野 民平	白木 一平	神戸 眞
早稻田 柳右工門	小林 銚	岡本 實太郎	九鬼 紋十郎
松田 正一	小川 半次	細川 八十八	喜多 檜治郎

寺田榮吉	中山たま	佃良一	八木佐太治
小畑新太郎	堀川恭平	小笹耕作	仲川房次郎
齋藤てい	佐伯忠義	原夫次郎	西山富佐太
犬養健	桂作藏	馬越晃	關谷勝利
稲本早苗	長野長廣	森山ヨネ	古賀喜太郎
長尾達生	松岡運	岡部得三	中村又一
林田正治	八坂善一郎	金光義邦	井上知治
原捨思			

衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案を次のように修正する。

三部

第二十七條第一項を次のように改める。

選舉人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ自ラ議員候補者一人ノ氏名ヲ記載シテ投函スベシ

第五十二條第一項。第五号但書及び第五十二條ノ二第一項第三號但書中「官位」を削り、「住

居」を「住所」に改める。

第五十二條ノ二及び第五十二條ノ三を削る。

第六十八條第一項中「二千圓」を「五千圓」に改める。
○、同條第二項中「各議員候補者ノ得票」を「有効投票」に改める。

第六十九條。第二項中「得票最多數ノ者」を「有効投票ノ最多數ヲ得タル者」に改め、
「年齡多キ者」ヲ取り年齡モ亦同シキトキハ」を削り、同條第五項を次の

同條
ように改める。

第七十二條。中「地方長官」を「都議會議員選舉管理委員會又ハ道府縣會議員選舉管理委員

選舉管理委員會」に改め、同條第二項
會」に改める。

第七十九條。第二項中「當該選舉區内ノ議員ノ定數ノ四分ノ一(其ノ數二人ニ滿タザルトキハ二人以下之ニ同ジ)を同一選

舉區ニ於テ二人」に改め、同條
リ其ノ旨ノ通知」に、地方長官」を「都道府縣ノ長ヲ經テ都議會議員選舉管理委員會又ハ道府

縣會議員選舉管理委員會」に改め、同條第三項中「地方長官」を「都議會議員選舉管理委員會又

ハ道府縣會議員選舉管理委員會」に、「選舉ノ期日ヨリ一年以内」を「第七十四條ノ期限前」に、

「選舉ノ期日ヨリ一年經過後」を「其ノ期限經過後」に改め、同條第五項中「地方長官」を「都議會議

議員選舉管理委員會又ハ道府縣會議員選舉管理委員會」に、
「二十日」を「三十日」に改め、同條

第六項中「地方長官」を「都議會議員選舉管理委員會又ハ道府縣會議員選舉管理委員會」に改

め、同條第八項中「地方長官」を「都議會議員選舉管理委員會又ハ道府縣會議員選舉委員會」に、

「十四日」を「二十五日」に改める。

別表を次のように改める。

別表

選舉區

東京都

第一區

千代田區

中央區

港區

新宿區

文京區

台東區

第二區

品川區

大田區

大島支廳管内

議員數

四人

三人

三宅支廳管内
八丈支廳管内
第三區
日 黒 區
世 田 谷 區
第四區
澁 谷 區
中 野 區
杉 並 區
第五區
豐 島 區
北 區
板 橋 區
第六區
墨 田 區

三
人

三
人

四
人

四

上	第一區	京都府	北多摩郡	南多摩郡	西多摩郡	立川市	八王子市	第七區	江戸川區	葛飾區	足立區	荒川區	江東區
---	-----	-----	------	------	------	-----	------	-----	------	-----	-----	-----	-----

五人

五

第三區	相	綴	久	宇	乙	葛	愛	伏	右	下	第二區	東	左	中	
	樂	喜	世	治	訓	野	宕	見	京	京		區	山	京	京
	郡	郡	郡	郡	郡	郡	區	區	區	區		區	區	區	區

福知山市
舞鶴市

四五人

五
人

六

51

大阪府
第一區

熊野郡	竹野郡	中郡	與謝郡	加佐郡	何鹿郡	天田郡	船井郡	北桑田郡	南桑田郡	舞鶴市	福知山市
-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	-----	------

井人

61

三	守	高	吹	池	豐	第	城	旭	東	東	西	大	東	此
島	口	槻	田	田	中	三	東		成	淀	淀	淀		花
郡	市	市	市	市	市	區	區	區	區	區	區	區	區	區

四
人

四
人

九

豐能郡

北河内郡

第四區

布施市

南河内郡

中河内郡

第五區

堺市

岸和田市

泉大津市

貝塚市

泉北郡

泉南郡

神奈川県

四
人

三
人

61

足柄上郡	中郡	高座郡	小田原市	藤澤市	平塚市	第三區	鎌倉郡	三浦郡	鎌倉市	川崎市	横須賀市	第二區	横濱市	第一區
------	----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----

五人

四人

四人

一一

61

足柄上郡	中郡	高座郡	小田原市	藤澤市	平塚市	第三區	鎌倉郡	三浦郡	鎌倉市	川崎市	横須賀市	第二區	横濱市	第一區
------	----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----

五

人

四

人

四

人

川	武	伊	芦	洲	西	尼	第	神	第	兵	津	愛	足
邊	庫	丹	屋	本	宮	崎	二	戶	一	庫	久	甲	柄
郡	郡	市	市	市	市	市	區	市	區	縣	井	郡	下
											郡		郡

五
人

三
人

三

相 姬 第 印 加 加 多 加 美 明 明 第 三 津 有
生 路 四 南 古 西 可 東 囊 石 石 區 原 名 馬
市 市 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 市 郡 郡 郡

三
人

多 氷 美 朝 養 出 城 第 六 佐 赤 掛 神 飾
 紀 上 方 來 父 石 崎 五 區 粟 用 穂 保 崎 磨
 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡

三
 人

四
 人

四

長崎縣

第一區

長崎市

島原市

諫早市

西彼杵郡

北高來郡

南高來郡

對馬支廳管内

第二區

佐世保市

大村市

東彼杵郡

北松浦郡

南松浦郡

五人

四人

壹岐郡

新潟縣

第一區

新潟市

西蒲原郡

佐渡郡

第二區

新發田市

北蒲原郡

中蒲原郡

東蒲原郡

岩船郡

第三區

長岡市

三人

四人